

12月3日～9日は「障がい者週間」です

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係
☎内線364 FAX (925)0294
✉ fukushi@city.dazaifu.lg.jp

「障がい者週間」とは？



毎年12月3日～9日は「障がい者週間」です。障がいのある人の福祉について関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。一人一人が障がいについて考えるきっかけにしましょう。

いくつか知ってる？

障がい者に関するマークがあります。これらのマークを見かけた場合は、その障がいに応じた配慮について、ご理解とご協力をお願いします。

障がいのある人もない人も、共に生きる社会に

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指し、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律では、役所や民間事業者が、障がいのある人に対して「不当な差別的取扱い」をすることを禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

◆「不当な差別的取扱い」とは

障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、提供にあたり障がいのない人にはつけない制限や条件をつけたりすること

◆「合理的配慮」とは

障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求められた場合、負担が重すぎない範囲で対応すること

<こんなことが差別になります> 例えば…

聴覚障がいのある人に対して、申請や相談の申し込み方法を電話だけに限定する



視覚障がいのある人に紙を渡すだけで読み上げない



<どんな配慮ができるでしょうか> 例えば…

ファクスや電子メールでも問い合わせや申し込みができるようにする



視覚障がいのある人には紙を渡すだけでなく内容を読み上げて伝える



外見だけでは気づきにくい障がいがあります

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能)、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、外見だけでは気づきにくい障がいもあります。見た目だけで判断せず、必要なときに配慮をしましょう。

ヘルプカードを知っていますか

「ヘルプカード」とは、外見では不自由や障がいに気付かれにくい人、コミュニケーションがうまくできずなかなか伝えられない人などが、困っているときに周りの人に気付いてもらえるよう身につけておくカードです。裏面には、その人が手伝ってほしいことや配慮してほしいことが書かれています。

ヘルプカードを持った人が困っているのではないかと思ったときは、声かけやお手伝いをお願いします。



障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のマーク。全ての障がい者を対象とし、車いす利用者に限定するものではない。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマーク。身体障害者補助犬は、目や耳、手足に障がいのある人をサポートする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のこと。公共施設や交通機関だけでなく民間施設も、身体障害者補助の同伴の受け入れ義務がある。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

盲人のための国際シンボルマーク



視覚障がいのある人のための世界共通のマーク。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに表示。

社会福祉法人日本盲人福祉委員会

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を示すマーク。

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

オストメイト用設備／オストメイト



人工肛門や人工ぼうこうを造設している人(オストメイト)のための設備があることを表す。

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

ハート・プラスマーク



体の内部(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能)に障がいのある人を表す。

特定非営利活動法人ハート・プラスの会

手話マーク



手話で対応を求めること、また、窓口などで手話対応ができることを表す。福祉課の窓口にも表示。

一般社団法人全日本ろうあ連盟

筆談マーク



筆談で対応を求めること、また、窓口などで筆談対応ができることを表す。福祉課の窓口にも表示。

一般社団法人全日本ろうあ連盟